

ただし、平成29年12月13日、別表の実施期間が変更になりました。

宮医発第 397 号
平成 29 年 9 月 28 日

会員医療機関 御中

公益社団法人 宮崎県医師会
会 長 河 野 雅 行
(公印省略)

平成 29 年度高齢者等への広域インフルエンザ定期予防接種における諸連絡
について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、高齢者等への広域インフルエンザ定期予防接種については、本年度も引き続き
県内全市町村と契約を締結し実施したいと思っておりますので、対象者に対する予防接種が円
滑に実施されますよう御協力をお願いいたします。

つきましては、下記の諸連絡に合わせ、関係書類をお送りしますので、よろしくお願
いいたします。

記

1 広域予防接種

県医師会会員が開設し、又は管理する医療機関において、当該医療機関に属する医師に
より、個別接種で実施するものとする。

現在、各市町村で行われている実施体制（郡市医師会単位による準広域化を含む）につ
いては存続し、その上で宮崎県内に住民票のある者で、かかりつけ医が居住地以外の市町
村にいる場合、あるいはやむを得ない事情により接種機会を逃した者が居住地以外の市町
村の医療機関において予防接種（個別接種に限る）を希望する場合に行うこととする。

(1) 広域の例

- ①日南市の住民が宮崎市の医療機関で接種を希望→県医師会へ請求
- ②小林市の住民が都城市の医療機関で接種を希望→県医師会へ請求

(2) 準広域の例

- ①国富町の住民が宮崎市の医療機関で接種を希望→宮崎市郡医師会へ請求
- ②三股町の住民が都城市の医療機関で接種を希望→都城市北諸県郡医師会へ請求

2 対象者

定期インフルエンザ予防接種対象者^(※)で、住民票がある市町村以外において予防接種を希
望する者。ただし、郡市医師会単位による準広域化の対象者を除きます。

※65歳以上の者、及び60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己
の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイル
スにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

3 委託契約期間

別表の当該市町村の契約期間中

※市町村により期間が異なりますのでご注意ください。

4 委託料（県医師会への請求額）

別表の当該市町村の委託料の欄

※接種料金は県内全市町村統一で4,257円（自己負担額含む）ですが、市町村により被接種者の自己負担額が異なるため委託料が異なります。また、予診のみの委託料も市町村により異なりますのでご注意ください。

（例）宮崎市の一般の請求額：3,057円

5 被接種者自己負担額

別表の当該市町村の提示額（被接種者自己負担額の欄）

6 説明書・予診票

同封の説明書及び予診票をコピーのうえ使用いただくか、行政配付のものに「広域用」と書き込み使用いただいても結構です。

7 委託料の請求及び支払い

各医療機関は、それぞれ所定の請求書（市町村毎）に予診票を添え、ひと月分をまとめて翌月7日までに県医師会経理課に提出してください。県医師会は、翌々月末までに医療機関の指定口座に振り込みます。

8 その他注意事項

- (1) 「請求書」は県下統一様式です。右上に市町村名を記入の上、市町村ごとにご請求ください。また、請求金額の内訳も必ずご記入ください。
- (2) 生活保護受給者については、予診票に生活保護受給者番号を必ず記入してください。
- (3) 60～64歳の者については、必ず証明書（身体障害者手帳の写し等）を添付してください。
- (4) 年齢計算違いや生年月日等の記入漏れが多数あります。必ずご確認をお願いします。
- (5) 期日を過ぎた請求については、お支払いできない場合があります。

9 同封書類

- (1) 別表 平成29年度委託料一覧
- (2) 説明書及びインフルエンザ予防接種済証明書
- (3) 予診票
- (4) 請求書

※各種様式は、宮崎県医師会ホームページ（<http://www.miyazaki.med.or.jp/>）からもダウンロードできます。（ホーム＞医師の皆さまへ＞様式・掲示物ダウンロード）

10 請求先

〒880-0023 宮崎市和知川原1丁目101 TEL 0985-22-5118 FAX 0985-27-6550
公益社団法人宮崎県医師会 経理課 行（担当：経理課 黒木、地域医療課 野尻）

(別表)

平成29年度(広域)インフルエンザ予防接種委託料一覧

平成29年12月13日

※は、実施期間変更の市町村

◆広域予防接種料金4,257円◆

(単位:円)

	市町村名	委託料(県医師会への請求額)			被接種者 自己負担額	実施期間	担当課	電話番号
		一般	生活保護	予診のみ				
※	宮崎市	3,057	4,257	2,277	1,200	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康支援課	0985-29-5286
※	都城市	2,857	4,257	2,277	1,400	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康課	0986-23-2765
※	延岡市	2,757	4,257	2,277	1,500	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康増進課	0982-22-7014
	日南市	2,857	4,257	2,277	1,400	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康増進課	0987-31-1129
※	小林市	2,757	4,257	2,277	1,500	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康推進課	0984-23-0323
※	日向市	2,957	4,257	2,277	1,300	平成29年10月2日～平成30年1月31日	いきいき健康課	0982-52-2111
	串間市	2,857	4,257	2,277	1,400	平成29年10月1日～平成30年1月31日	医療介護課	0987-72-0333
	西都市	3,057	4,257	2,277	1,200	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康管理課	0983-43-1146
※	えびの市	2,757	4,257	2,277	1,500	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康保険課	0984-35-1111
※	三股町	2,857	4,257	2,277	1,400	平成29年10月1日～平成30年1月31日	町民保健課	0986-52-8481
※	高原町	2,757	4,257	2,277	1,500	平成29年10月1日～平成30年1月31日	ほほえみ館	0984-42-4820
※	国富町	3,057	4,257	2,277	1,200	平成29年10月1日～平成30年1月31日	保健介護課	0985-75-3553
※	綾町	3,057	4,257	2,277	1,200	平成29年10月1日～平成30年1月31日	福祉保健課	0985-77-0195
	高鍋町	2,410	4,257	0	1,847	平成29年10月2日～平成30年1月31日	健康保険課	0983-23-2323
	新富町	2,640	4,257	0	1,617	平成29年10月2日～平成30年1月31日	いきいき健康課	0983-33-6059
	西米良村	3,257	4,257	0	1,000	平成29年10月1日～平成30年3月31日	福祉健康課	0983-36-1114
	木城町	2,987	4,257	0	1,270	平成29年10月1日～平成30年1月31日	福祉保健課	0983-32-4010
	川南町	2,410	4,257	0	1,847	平成29年10月2日～平成30年1月31日	町民健康課	0983-27-8009
	都農町	2,410	4,257	0	1,847	平成29年10月2日～平成30年1月31日	健康管理センター	0983-25-1008
※	門川町	2,957	4,257	2,277	1,300	平成29年10月2日～平成30年1月31日	町民課	0982-63-1140
※	諸塚村	3,057	4,257	2,277	1,200	平成29年10月1日～平成30年1月31日	住民福祉課	0982-65-1119
	椎葉村	3,257	4,257	2,277	1,000	平成29年10月1日～平成30年3月31日	福祉保健課	0982-68-7510
※	美郷町	3,257	4,257	2,277	1,000	平成29年10月1日～平成30年1月31日	健康福祉課	0982-66-3610
	高千穂町	2,200	4,257	0	2,057	平成29年10月1日～平成30年3月31日	保健福祉総合センター	0982-73-1717
	日之影町	2,257	4,257	0	2,000	平成29年10月1日～平成30年1月31日	保健センター	0982-73-7521
	五ヶ瀬町	1,600	4,257	0	2,657	平成29年10月1日～平成30年1月31日	福祉課	0982-82-1702

圏域外(広域)の高齢者等インフルエンザ予防接種について (説明書及びインフルエンザ予防接種済証明書)

現在、インフルエンザ予防接種による副反応はあまりみられません、少しでもこれを防ぐためには、予防接種を実施するにあたって、受けられる人の健康状態をよく把握する必要があります。そのため、予診票は接種をする医師への大切な情報です。接種を受ける人が責任を持って出来るだけ詳しくご記入ください。

【接種対象者】

法律で決められたインフルエンザの予防接種の対象者は、接種日に以下の条件にあてはまり、**本人が接種を希望する者**

- ① 65歳以上の者
- ② 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常の生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

【予防接種を受けることができない人】

- ① 接種当日、明らかな発熱を呈している者(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている者
- ③ 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ④ インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱及び全身性のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ⑤ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

【予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人】

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
- ② 過去にけいれんの既往のある者
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

【予防接種を受けた後の注意事項】

- ① 予防接種を受けた後30分間くらいは、医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
急な副反応(ショックや蕁麻疹、呼吸困難等)が、この間に起こることがあります。その他の反応としてワクチンを接種した場所の発赤・腫れ・痛み等を起こすことがあります。また、発熱や頭痛、寒気、体のだるさ等もみられることもあります。2～3日で消失します。
極めてまれに脳炎や神経障害などの重い副反応が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。
- ② 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- ④ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

圏域外(広域)の高齢者等インフルエンザ予防接種済証明書

インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施したことを証します。

被接種者	氏名:
	生年月日: 年 月 日生
接種年月日	年 月 日
製薬会社名	
ワクチン Lot No.	
接種量	0.5ml
実施医療機関名	

※県内の各医療機関様へお願ひします。
圏域外(広域)の高齢者等のインフルエンザ予防接種を受けられた方には、左記の予防接種済証明書の交付をお願いします。

インフルエンザ用

市町村名

平成29年度用

請求書

※翌月7日までに提出

平成 年 月分の広域インフルエンザ予防接種委託料として請求します。
記

金額	拾	万	千	百	拾	円

【内訳】

一般（被接種者） 円 × 名

生活保護（被接種者） 円 × 名

予診のみ 円 × 名

平成 年 月 日

宮崎県医師会長 河野 雅行 様

住所

名称

代表者

印

振込口座	金融機関名	銀行	支店
	預金種類	普通	当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※ 口座名義はフリガナを含めて正確にご記入ください。

※ 予診票を添えて、ひと月分をまとめて翌月7日までに県医師会経理課まで提出してください。また、請求書は市町村ごとにご提出ください。

※ 送金通知は省略させていただきますので、請求金額等をお控えください。